

審 査 基 準 整 理 票

処分名	屋外広告業に係る登録		
根拠法令名	大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）		（条項）第28条
基準法令名	大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）		（条項）第30条及び第31条
所管部署	都市計画部 都市計画課		
標準処理期間	14日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>大津市屋外広告物条例第30条及び第31条の規定により、登録申請者が同条第1項各号のいずれかに該当せず、又は同条例第29条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の申請があり、若しくは重要な事実の記載が欠けていないことを基準とする。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>大津市屋外広告物条例 （屋外広告業の登録）</p> <p>第28条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録の有効期限は、5年とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>[基準法令]</p> <p>（登録の実施）</p> <p>第30条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項各号に掲げる事項</p> <p>(2) 登録年月日及び登録番号</p> <p>2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第31条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第29条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは</p>			

重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第41条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (2) 第41条第1項の規定により登録を取り消された法人においてその処分のあった日前30日以内に役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (3) 第41条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 第37条第1項の規定による業務主任者の選任をしていない者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
(以下、略)

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。